



苅田町企業立地促進条例に基づく 奨励金のご案内

福岡県苅田町では、事業所の新設または増設をする事業者に対し、産業の振興及び雇用機会の創出を目的として、奨励金を交付する制度を設け、企業誘致に積極的に取り組んでいます。国・福岡県の支援制度とも併用が可能ですので、是非、ご活用をご検討ください。

区分		新設事業者	増設事業者
対象地域		工業専用地域、工業地域、準工業地域、地区計画の区域	
対象条件		土地の取得	所有する土地に対する家屋又は償却資産の設置
対象業種		製造業、情報通信業、道路貨物運送業、航空運輸業、水運業、こん包業	製造業
立地促進奨励金	最大 5億円 (大規模立地) 最大 1億5,000万円 (立地)		
	選択 (いずれか)	大規模立地	交付要件 投下固定資産総額50億円以上 かつ 新規常用雇用者(苅田町民1人以上を含む)50人以上
		立地	交付要件 投下固定資産総額5億円以上(中小企業者は5,000万円以上) かつ 新規常用雇用者(苅田町民1人以上を含む)5人以上(中小企業者は2人以上)
	交付額		家屋及び償却資産に課される 固定資産税相当額 (1回限り)
雇用促進奨励金	最大 3,000万円		
	交付要件		投下固定資産総額5億円以上(中小企業者は5,000万円以上) かつ 新規常用雇用者(苅田町民1人以上を含む)5人以上(中小企業者は2人以上)
	交付額		新規常用雇用者のうち、苅田町民 1人につき30万円 (1回限り)

経過措置

令和6年5月24日から施行された本条例施行規則の改正前に、奨励事業所の指定を受けた事業者については、**改正前**の同条例施行規則が適用されます。

※新規常用雇用者とは、京築地域(苅田町、行橋市、みやこ町、築上町、豊前市、上毛町及び吉富町)に住所を有する日本国籍を持つ者(永住者及び特別永住者を含む)を常用として新たに採用し、1年以上継続して雇用し、かつ、雇用保険法第7条の規定に基づく被保険者として雇用された者をいいます。

※事業開始前に指定の手続きが必要となります。交付要件等、詳細についてはお問い合わせください。

※増設事業者に対する交付要件及び交付額は「増設に係る」部分のみが対象となります。

※本奨励措置の対象となった設備投資等は、裏面の苅田町カーボンニュートラルに資する設備投資等促進条例に基づく奨励金の対象にはなりません。

問い合わせ先

苅田町 交通商工課 商工・企業立地担当
〒800-0392 福岡県京都郡苅田町富久町1-19-1
TEL: 093-434-1114 FAX: 093-435-2101
HP: <https://www.town.kanda.lg.jp/page/1424.html>



苅田町では、工場の新設や増設等の際に届出が必要な工場立地法の緑地面積率等の緩和を行っています。

令和2年7月1日から施行された苅田町工場立地法地域準則条例により、通常25%以上必要となる緑地を含む環境施設面積率が、工業・工業専用地域では**10%**以上に、準工業地域では**15%**以上に緩和しています。

(※地区計画による一部例外があります)